

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	農業政策課	整理番号	3-9
許認可等の種類	共済契約条件の変更の承認				
根拠法令条例等・条項	農業協同組合法第11条の61第1項				
許認可等の概要	農業協同組合の共済契約条件の変更の承認				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)  【参考】「共済事業向け総合的な監督指針」(平成18年3月31日付け17  経営第7481号農林水産省経営局長通知)</p> <p>①総(代)会に係る手続が適正に実施されたか  ②組合の経営改善の取組み、出資金の取扱い、経営責任、契約者  割戻し等に関する方針が、共済契約者に対して明確かつ平易に  説明が行われることとなっているか。  ③組合において、十分な経営改善方策が講じられ、当該方策及び  総(代)会において議決された契約条件の変更により、共済事業  の継続が困難となる蓋然性が解消される見込みとなっているか  ④契約条件の変更が、特定の共済契約者にとって著しく公平性を  欠くことその他共済契約者等の保護の見地から問題がないか</p>				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1月				
期間の制定根拠	共済事業以外の農協の事業規程の変更の標準処理期間に準ずる				